

東日本大震災復興特別区域法案骨子

平成23年10月
東日本大震災復興対策本部事務局

1. 復興特別区域基本方針の策定

国は、復興特別区域（2の復興推進計画の区域、3の復興整備計画の区域及び4の復興交付金事業計画の区域をいう。以下同じ。）における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本方針を定めるものとする。

[主な内容]

- ・ 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・ 復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・ 復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・ 復興特別区域における特別措置 等

2. 復興推進計画に基づく特別措置

(1) 復興推進計画の趣旨

個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

(2) 復興推進計画の作成

- 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）が単独で又は共同して作成することができるものとする。
- 民間事業者等は特定地方公共団体に対し、復興推進計画についての提案ができるものとする。
- 必要な場合には、関係地方公共団体から意見を聴いた上で作成するものとする。

(3) 特別措置

復興推進計画を国が認定することにより、規制、手続の特例、税制上の特例等の特別措置（別紙1）が適用される。

※ 計画は、特定の特別措置の適用を受けようとする場合において、当該特別措置に関するもののみについて作成することができ、その後、他の特別措置の適用を受ける等必要な場合には、追加・改定することができる。また、特定のテーマや特定の区域のみを対象とした計画を作成することができる。

(4) 新たな特別措置の提案

- 特定地方公共団体は、国に対し、復興の円滑かつ迅速な推進に関する新たな特別措置を提案できるものとする。
- 民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、国に対する提案をするよう要請することができるものとする。

(5) 国と地方の協議会

- 国の関係行政機関と特定地方公共団体は、県の区域ごとに、新たな特別措置その他の復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。
- 協議会には、必要と認めるときは、民間事業者等を構成員として加えることができるものとする。
- 特定地方公共団体は、国に対し、協議会を組織するよう要請することができるものとともに、国は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないものとする。
- 協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負うものとする。
- 協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

※ 必要に応じて地域別やテーマ別の分科会等を設置することは可能。

協議会において、国等は特定地方公共団体に対する助言、支援の提示等を行う。

(6) 地域協議会

- 特定地方公共団体は、復興推進計画の作成、実施に関し必要な事項を協議するため、地域協議会を組織することができるものとする。
- 民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、地域協議会を組織するよう要請することができるものとともに、特定地方公共団体は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならないものとする。
- 協議会の会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、尊重義務を負うものとする。
- 地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めるものとする。

※ 必要に応じて特定のテーマや特定の区域のみを対象とするものを設置することは可能。

3. 復興整備計画に基づく特別措置

(1) 復興整備計画の趣旨

土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画

(2) 復興整備計画の作成

- 特定地方公共団体の市町村が単独で又は都道県と共同して作成する。
- 必要に応じ、国等への協議、公聴会、公告・縦覧等の手続を経る。
- 必要に応じ、関連地方公共団体、関係行政機関等から構成される復興整備協議会の協議を経る。

(3) 特別措置

復興整備計画の作成・公表により、復興整備事業等に関する特例（別紙2）が適用される。

4. 復興交付金事業計画に基づく交付金

(1) 復興交付金事業計画

著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画を、特定地方公共団体の市町村は単独で又は都道県と共同して、特定地方公共団体の都道県は市町村と共同して作成し、国に提出する。

(2) 交付金の交付

復興交付金事業計画に基づき、国は予算の範囲内で交付金を交付することができる。

5. その他

- 施行後5年以内に、施行状況について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。